

ようこそ 県知事さん 県警本部長さん

一人口の動き—
 3月末現在
 ()は2月末との比較
 出生5人 死亡4人
 転入30人 転出38人
 世帯数 1,280世帯(+2)
 男 2,865人 (-2)
 女 2,946人 (-5)
 合計 5,811人 (-7)



5月の心配ごと相談

日時……6日、15日、25日
 午前9時から午後3時まで
 場所……福祉センター相談室
 内容……生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金・身障相談・職業相談・その他なんでも

“役所への苦情や
 要望・意見などがある場合、
 お気軽に御相談下さい。”



和島村行政相談委員に、
 松永 勲氏が任命されました。
 住所 和島村大字小島谷(駅前)
 (電話 二二〇二一)

和島村行政相談委員

行政相談委員の仕事は？

皆さんのなかには、日常生活において、役所や公社・公団等が行っている仕事について、苦情や要望・意見などをお持ちの方が多くのではないのでしょうか。
 行政相談とは、役所自らこれらの苦情等の申出に応じ、一件一件の解決を図るとともに、その結果を十分検討して、行政の改善に役立てることを目的としているものです。
 特に、行政管理庁が行っている行政相談は、皆さんと役所との間にたって中立・公平な立場から必要なあつせんを行い、苦情の解決、要望・意見などの実現に努めています。

住宅金融公庫個人住宅建設資金申込み受け

- ◎受付期間 昭和56年4月24日(金)から5月28日(木)まで
- ◎選定方法 先着順で無抽選で選定します。
- ◎申込場所 公庫業務取扱金融機関
- ◎詳しいことについては、住宅金融公庫北関東支所(☎0272) 32-6655)又は、お近くの公庫業務取扱金融機関でご相談下さい。

保健衛生行事 (5月)

	5	月			
	19	14	日		
	火	木	曜		
乳児相談	妊婦検診	妊婦	対象	時	場
3・4・7・8	妊婦	婦	象	間	所
カ月児					
午後一時半～二時半	午後一時半～二時				
					福祉センター

献血車が来ます。
 御協力を!
 日時/五月二十八日(木)
 午前十時～午後十二時三十分
 場所/福祉センター

「存じずすかた」の制度

「交通事故、詐欺その他の犯罪で被害を受けたのに検察官が犯人を裁判にかけなかったのは、ふにおちない。」
 「選挙違反や汚職等で大きな疑惑がもたれた事件なのに、告発しても検察官が起訴しなかったのは納得できない。」
 こんな不満のある人のために検察審査会制度があります。審査会は、市町村の選挙人名簿からくじで選出し、1～10名を置きます。
 問人を代表し、住民としての健全な良識に従って、検察官の不起訴処分を調べなおしてくれる民主的な国の機関です。
 相談や審査も申し立ての費用は一切かかりません。お気軽に左記にご相談ください。
 長岡市三和三丁目九番地二八
 裁判所構内
 長岡検察審査会事務局
 電話〇二五八・三五二一四一

県知事、県警本部長



こしかぜ号



街頭指導



自転車教室



ヘリコプターで来村



交通安全宣言

早川高男君

◆式典を挙行◆
 去る四月九日、桐島小学校グラウンドに君健男県知事と大藤健雄県警本部長が、ヘリコプターで来村され、交通安全の式典が催されました。
 式典には、久間県教育長、高橋県交通部長をはじめ関係の方々や山田与板警察署長、安全協会等、地元来賓の方々多勢が列席され盛大のうちに終了いたしました。また、式典終了後、交通公園で与板警察署小宮山交通課長による自転車教室が開催され、この模様は、NSTで生放送されました。

教職員異動状況

学校名	転出者		転入者	
	職名	氏名	職名	氏名
桐島小学校	校長	山崎 俊一	校長	五中 昭治
	教諭	田辺 一論	教諭	高橋 澄子
島田小学校	教諭	長谷川 弥	教諭	猪俣 直法
	教諭	菅川 久雄	教諭	大阿部 正広
	助教諭	山崎 千佳	助教諭	小塚 修二
北辰中学校	教諭	柳 常山	教諭	大森 正雄
	頭師	村田 健郎	頭師	渡辺 功

役場人事 (4月1日付)

柄沢 正三 (産業振興課) (教育委員会)
 新採用 渡辺 光昭 (県派遣・社教主事) (教育委員会)
 八子 常雄 (教育委員会)

村長室の黒板から

和島村長 法生 哲也
 議
 三月十四日 北辰中学卒業式。今を大切に人生という長い試験に合格して欲しいとあいさつ。
 二十二日 婦人会総会。村田公会堂竣工式。今年もまた商工青年部の空缶拾いが実施された。村を挙げての行事にならないものか。
 二十四日 去る九日開会の村議会は本日閉会。島田小卒業式。
 二十五日 桐島小卒業式。村医師会と医療懇談会をもつ。
 二十六日 出県。帰村後固定資産評価審査委員会及び心配ごと相談所委員会会議開催。
 二十七日 保育所卒園式。総合開発審議会。交通安全協会総会で指導車寄贈の竹内氏に感謝状贈呈。
 二十八日 広域圏、開発公社
 議
 三十日 郡町村会。農振会議。
 四月一日 辞令交付。新年度に際し財政の効率化と公務員モラル及び住民サービス向上を要望。
 六日 交通安全指導の現地視察と激励をかね村内巡回。
 七日 保育所入園式、総勢二四四名お預りする。消防斉場組合議会議。
 九日 君知事さん県警本部長さんが春の交通安全運動推進のため桐島小学校へへりて御来校。
 十三日 島田農協総会。
 十四日 島田小学校で県警白バイ隊による交通安全指導。
 十五日 県土木部各課へ。

和島村を訪ねて

小島谷お市考 (二)



西敬寺 (分水町)

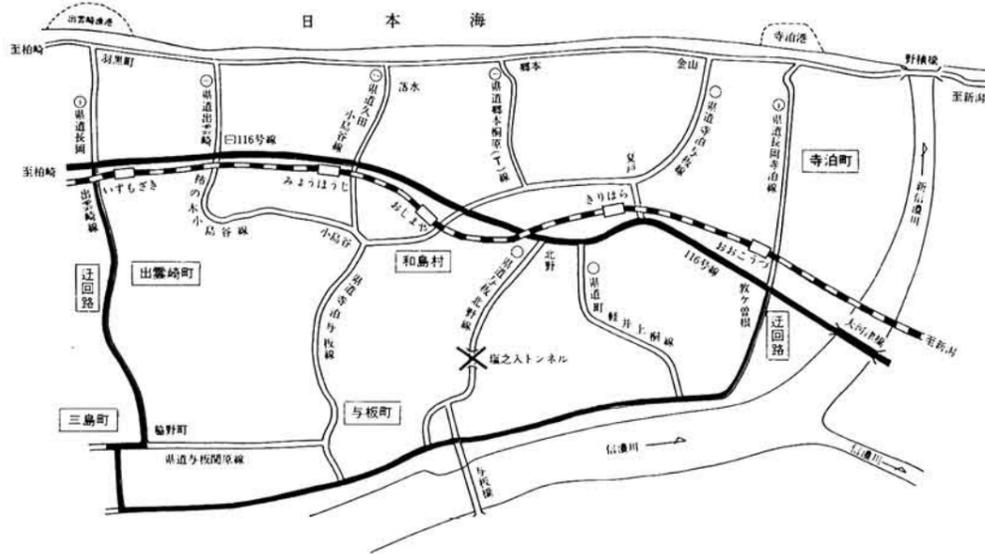


過去帳

西敬寺には、小島谷の平兵衛と与兵衛と二軒の且家があるが平兵衛の分は、
 ・文政四年 小島谷村 妙證 十月十七日 平兵衛妻六十歳
 ・天保癸巳四年 小島谷村 □□ 正月二十八日 平兵衛父七十四歳
 ・文久二年 小島谷村 貞照 六月三日 平兵衛姉の娘よし旅に死す
 ・明治四年 小島谷村 妙一 二月九日 平兵衛姉俗名いち
 ・明治四年 七月十五日 平兵衛以上で平兵衛一家のもの記載はない。他所に移ったものか、或は死に絶えたものか解らない。
 言い伝えには、お市は晩年はかなり年をとっていたそうだが、前記の妙證と七十四歳でなくなった平兵衛の子であると思ふ。妙證の三十歳の時生れたとすれば、寛政四年であるから明治四年の死亡の時八十歳となる。然し確たる文献はない。
 又お市には、江戸角力の不動産との仲に「よし」と「平治」の二人の子供があった。よしは江戸で死亡したが平治は同村の旧家西行寺に使われていて、繭を江戸に運ぶ荷宰領をしていて吉原の遊女を女房として連れて来た。
 主家に再び使へられて、本手板に茶店を開いていたが博奕のもつれから殺されてしまった。
 と古老の話が残っている。
 (久住熊三郎氏より)

一般県道与板北野線(塩之入トンネル)通行規制

規制区間附近道路図



塩之入トンネルの改築工事のため下記のとおり通行規制を行いますので御協力下さい。

一、場 所 新潟県三島郡与板町塩之入、和島村荒巻地内、

二、規制内容 「全面通行止」

三、規制期間 昭和五十六年五月一日から昭和五十六年十二月十日

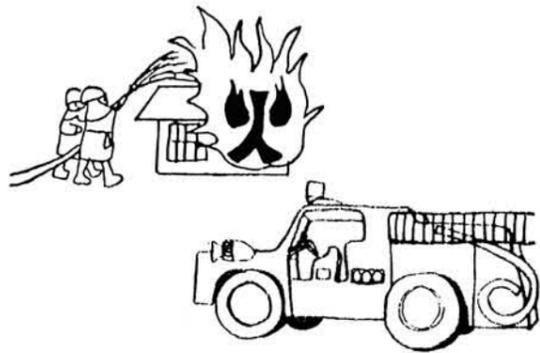
四、規制時間 昼夜間(終日)

五、迂回路 左図のとおり

昭和56年消防団

新幹部紹介

昭和56年の消防団新幹部の皆さんを紹介いたします。紙面の都合上副分団長以上の方になりましたが、消防に関する要望や相談事がありましたら、役場消防係若しくは幹部の皆さんに申し出下さい。



火の用心 消防自動車の到着が遅れます!!

塩之入トンネル工事が再開されます。この間消防署の消防自動車は、地域によって差はありますが迂回路を通るため、約五十分遅くなり、次表のようになります。勿論村の消防自動車は、現場へ急行し消火に当りますが、常に待機している訳ではありませんので、消火機能全体からすれば、消防署の自動車の遅れは、和島村にとって非常に痛いところであり、今でも火事を出すと、ほぼ全焼に近いものになります。

到着時間

区分	塩之入トンネル経由	迂回路経由
上桐	分5 秒30	分10 秒40
島崎	6 00	12 20
村田	9 30	16 00
根小屋	3 40	12 30

新建材の使用や燃え易いものが沢山使われている原因と思われ、火事を出した場合、他人にも迷惑を及ぼします。家族みんなの責任で、火の元に注意しましょう。

区分	氏名	電話	部落
団長	近藤邦次郎	2046	下町上
副団長	八子八十吉	2534	上小島谷
分団長・訓練	池田 弥	2589	北野高
〃・予防	小林 博	2358	両高
〃・予防	下村孝一	2101	下町上
第1分団長	池田二郎	2373	北野
同副分団長	小黑友一	2482	上桐
第2分団長	早川 守	3513	下町下
同副分団長	吉岡勝治	2529	中央
第3分団長	久須美初男	2613	中小島谷
同副分団長	大矢富士男	2585	上小島谷
第4分団長	高野幸英	3229	日野浦
同副分団長	田村康彦	3070	中沢
第5分団長	佐藤新一郎	2210	村田
同副分団長	小林繁則	2565	両高

それぞれの持場で生かせ火の用心

交通安全宣言

渡辺資夫君

車に気をつけて下さい

白バイ隊来訪!

去る四月十四日、島田小学校に眞實交通機動隊長岡方面隊の白バイ隊(菊地巡査部長と吉野巡査)が来校され、交通安全の式典に花を添えてくれました。式典終了後、自転車教室(身板習小高、山交通課長)が開かれ、また、白バイ隊の方々から白バイの話を聞いていただき、楽しい一日を過ごしました。

自転車教室

演技

これがサイレンだよ

年金だよ

5月中に60歳になる人 大正10・5・2、大正10・6・1生まれ
 かけ金をかけ終りました 65歳になる人 大正5・5・2、大正5・6・1生まれ
 老齢年金を請求しましょう

村税条例改正

地方税法等の一部改正に伴い、村税条例の一部が四月一日より、次のように改正されました。

一、市町村民税

(一) 一定額以下の低所得者の非課税の範囲(均等割)
 前年の所得金額が、十八万四千元にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額以下である者。

※ 所得割の非課税限度額の創設
 昭和五十六年度限りの措置

二、軽自動車税の月割課税の廃止

四輪以上の軽自動車、二輪の小型自動車及び農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車を含む)に係る月割課税を廃止することになりました。

三、印紙税改正 (5月1日)

二倍に引上げられました。
 二、商品券・ギフト券などの物品切手で券面金額が記載されていないものであっても、引換給付される物品の価額に応じて印紙税がかかることになりました。
 三、不動産売買契約書・請負契約書などで契約金額が記載されていないものであっても、見積書・注文書などを引用しているときは、その見積書などに記載されている金額に応じて印紙税がかかることになりました。
 なお、詳しいことは、税務署・間税部門におたずねください。

母の手は 幼児を守る命綱